別紙７－３

下関市議会議員一般選挙ポスター掲示板仕様書

１　表示欄の文字

字体はゴシック体

(1)　令和九年一月三十一日執行　下関市議会議員一般選挙　ポスター掲示場

(2)　投票日　１月３１日

(3)　注　意

１　このポスター掲示場は、下関市議会議員一般選挙候補者以外の方は使用できません。

２　ポスターは、指定された区画に貼ってください。

３　このポスター掲示場を壊したり、貼ってあるポスターを破ったりすると罰せられます。

(4)　下関市選挙管理委員会

(5)　№＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　材質及び印刷

(1)　材質・規格

材質は環境面を配慮しリサイクル可能な製品とし、グリーンマークやエコマークの認定商品である以下のうちいずれかとする（厚さ３．０㎜以上）。

ア　ポリプロピレン樹脂ボード（ＹＳ遮光ボードW同等の強度・耐水性）

イ　再生ペットボトルボード

ウ　再生パルプ耐水ボード（ＳＴボード同等の強度・耐水性）

エ　再生紙ボード

オ　ア～エと同等のもの

※　設置期間中、風雨に耐えうるもの

※　ベニヤと同程度で、押しピンでのポスター貼り付けが可能なもの

※　オの場合、材質決定後、速やかに耐水性、耐熱性や過去の選挙ポスター掲示板としての使用実績を示す資料及び製品見本を選挙管理委員

会に提出すること。

(2)　印刷

文字・数字・線の色は黒色とし、選挙期日の数字のみ赤色で表示する。

区画を区分する線の大きさは、概ね１㎝とする。

３　区画数の大きさ等

(1)　１区画の大きさは、縦、横それぞれ概ね４５㎝とする。

(2)　掲示場の区画には別紙７－２のとおり、右端から一連番号をアラビア数字で記載するものとする。

(3)　区画は５７区画とする。（縦３×横１９）

４　裏取付枠

掲示板取付枠（角材３０㎜×３０㎜で、２７㎜程度の釘止め）

別紙７－１に示す裏取付枠は一例であり、充分な強度が確保されていることを条件として同一工法である必要はない（再利用材料の使用も可）。